

函選第22号
令和2年11月13日

ダイヤランド区長 吉原 英文 様

函南町明るい選挙推進協議会会長 塙 俊孝
(公印省略)

函南町明るい選挙推進協議会の委員の推薦について（お願い）

日頃より、函南町明るい選挙推進協議会にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、本協議会委員の任期(2年)が満了となることから、貴区（自治会）より適任者の方をご本人承諾のうえ、ご推薦いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、下記のとおり別紙委員推薦通知書及び承諾書のご提出を併せてお願い申し上げます。

なお、ご不明の点につきましては、担当までお問い合わせください。

ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、よろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 推薦者数 | <u>1名</u> |
| 2 提出書類 | (1) 別紙1 委員推薦通知書
(2) 別紙2 承諾書 |
| 3 提出期限 | 令和3年2月15日(月) <u>※区長会開催日</u> |
| 4 提出場所 | 区長会会場（函南町役場2階大会議室） |
| 5 推荐方法 | (1) 委員の職務については、別紙規約のとおりですので、その内容に賛同し、活動していただける方をご推薦ください。
(2) 若年層及び女性の推薦は、特に歓迎いたします。
(3) 任期は2年ですが、現職の方を再任していただきても結構です。また、任期中に事情により辞任されるときには、後任の方を推薦していただくことがあります。 |

担当者：総務部総務課 原
電話番号：055-979-8103
FAX番号：055-978-1197

函南町明るい選挙推進協議会からのお知らせ

函南町明るい選挙推進協議会 会長 堀 俊孝(城山区)

明るい選挙推進協議会とは

「明るい選挙推進協議会」は、選挙違反のないきれいな選挙が行われること、有権者が普段から政治と選挙に関心を持ち投票に参加することを目標に活動している団体で、47 都道府県と 20 の政令指定都市の全てに設置され、全国の市町村においても、約 80%にあたる 1,500 ほどの市町村に設置されています。

現在、函南町明るい選挙推進協議会は、35名の委員により構成されており、明るい選挙の実現のため次のような活動を積極的に行ってています。

主な取り組みの紹介

■選挙時啓発(選挙期間中の啓発)



選挙の執行に合わせ、有権者が多く集まる町内の商業施設にて、啓発物資を配布しながら投票への参加を呼びかける街頭啓発活動を行っています。

■常時啓発(選挙が行われていないときの啓発)



町駅伝大会のゴール地点にて豚汁や選挙啓発物資を配布し、中学生から大人まで幅広い年齢層の方に明るく正しい選挙の推進を呼びかけています。

■学校や家庭への啓発



将来を担う子供たちに、学校や家庭で政治や選挙について考える機会を持ってもらうため、選挙啓発ポスターコンクールを実施しています。推進協議会の活動の一環として、明るい選挙啓発標語の募集も行っています。

■研修会への参加

各種研修会へ参加しています。近隣市町との交流を広めることにより、明るい選挙の連帯の輪も拡大していくよう努めています。



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

《今後の選挙の予定について》

1 衆議院議員総選挙

※衆議院が解散した場合

※任期満了の場合

[満了日令和3年10月21日]

2 静岡県知事選挙

※任期満了に伴う選挙

[満了日令和3年7月4日]

3 函南町町長選挙

※任期満了に伴う選挙

[満了日令和4年4月10日]

選挙になったら投票に行こう！！

みんなでとうひょう
だいじなせん きよ。



明るい選挙推進協議会とは

選挙は、町民の皆様が、政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。

私たちの様々な意見や要望は、選挙で選出された代表者によって国や地方の政治に反映されます。従って、国や地方の政治が私たちの意見や要望を踏まえて適正に行われるためには、選挙が公正に行われ、代表として相応しい人が代表者に選ばれなければなりません。

そのためには、もちろん公職選挙法を始めとした選挙制度の整備も大切なことですが、それだけではなく、私たち有権者の一人ひとりが選挙制度を正しく理解し、政治や選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見・政党の政策を正確に判断できる眼を養い、大切な自分の一票を進んで投票することが必要であり、買収や供應などの不正に惑わされたり、義理人情で投票してはならないということは、言うまでもありません。

「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って、進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。そして、これを進めるための行政と民間が一体となった運動を「明るい選挙推進運動」といいます。

この運動の目的は、①選挙違反のないきれいな選挙を行うこと、②有権者がこそって投票に参加すること、③有権者が普段から政治と選挙に関心をもち、候補者の人物や政見、政党の政策などを正確に判断する眼を養うことです。

よって、特定の政党や候補者を支持したり、反対したりする政治活動や選挙運動とは、はっきり区別されます。

明るい選挙推進協議会は、全国の47都道府県と20の政令指定都市の全てに設置され、全国の市町村においても、約80%にあたる約1,500の市町村に設置されています。

同協議会の委員数は全国では約80,000人、静岡県内でも約1,200人の方が活躍されています。

静岡県内では、各々の市町単位で協議会が設置されている他、県内を東部・中部・西部の3つの枠組みとした、市町単位とは別の協議会を組織しています。

函南町の明るい選挙推進協議会は、静岡県東部にある全ての11市9町で構成されている静岡県東部明るい選挙推進協議会に所属しています。

函南町明るい選挙推進協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この協議会は、函南町明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という）といふ、事務所を函南町選挙管理委員会事務局に置く。

(目的)

第2条 協議会は、町民の主権者としての意識を高め、民主政治の基礎である各種選挙が明るく正しく行なわれるよう常に有権者の指導啓発を行ない、もって理想選挙の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 明るい選挙推進に関する調査、研究及び企画
- (2) 明るい選挙推進に関する指導、啓発及び宣伝
- (3) 指導者としての必要な研修
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者を委員及び参与として組織する。

- (1) 委員は、この協議会の目的に賛同し委員となることを承諾した者
- (2) 参与は、選挙管理委員会委員、町議会議員、町長

(入会及び脱会)

第5条 協議会への入会及び脱会は、委員にあっては、承諾をした期間（ただし、その期間中特別の事情が生じ、その職を離れる者は年度末まで）とする。また、参与にあっては、その職に就いている期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常任委員 2名

(会長、副会長及び常任委員)

第7条 会長、副会長及び常任委員は、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 4 常任委員は、会長の指示を受けて事務を処理する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の中途で就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するときまで在任する。

(総会)

第9条 総会は、会長が召集し、議長は会長があたる。

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改正に関すること

(2) その他役員が特に必要と認めた事項

(役員会)

第10条 役員会は、会長が召集し、会議を主催する。ただし、案件によって、その関係役員のみを招集することができる。

2 役員会は、次の事項を協議決定する。

(1) 協議会の事業計画の設定

(2) 協議会の事業の実施につき必要な事項

(3) 委員の入会、脱会に関するこ

(4) 総会の議案の作成

(5) 協議会の運営に関する事項その他で会長が特に必要と認めた事項

(庶務)

第11条 協議会の事務は、選挙管理委員会事務局が行う。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項については、別に会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和56年2月6日から実施する。

2 この規約は、昭和58年2月19日から実施する。

3 この規約は、昭和60年3月29日から実施する。

4 この規約は、昭和63年4月16日から実施する。

5 この規約は、平成7年4月1日から実施する。

6 この規約は、平成19年5月28日から実施する。

【参考】令和元年度 実施事業

事業	実施時期	事業の概要
函南町議会議員選挙に係る街頭啓発活動	平成 31 年 4 月	町内のスーパーマーケット 5ヶ所にて、委員 15 名と町職員により啓発活動を行った。
参議院議員通常選挙に係る街頭啓発活動	令和元年 7 月	町内のスーパーマーケット 5ヶ所にて、委員 19 名と町職員により啓発活動を行った。
「明るい選挙啓発ポスター」作品の募集	令和元年 9 月	町内小学校の児童を対象に、「明るい選挙啓発ポスター」を募集し、明るい選挙推進の啓蒙を図る。
函南町駅伝大会への協力	令和 2 年 2 月	函南町駅伝大会において、明るい選挙の啓発を実施する。 啓発用法被を着用し駅伝関係者に豚汁をふるまう。また、併せて啓発物資を配布する。

※コロナウイルス感染症流行前の令和元年度実施事業を参考として掲載しました。

◎令和 3 年度執行予定選挙

- | | | |
|---|------------|---------|
| 1 | 令和 3 年 6 月 | 県知事選挙 |
| 2 | 令和 4 年 3 月 | 町長選挙 |
| 3 | 時期未定 | 衆議院議員選挙 |